

全体についての消防計画作成例

柏市消防局

この作成例は、一例でありますので、防火対象物の規模・用途に応じて内容を加減し、あなたの事業所にふさわしいものとするようにしてください。

この「全体についての消防計画」は、統括防火管理を要する防火対象物の場合に作成します。統括防火管理は、管理について権原が分かれている以下のものが該当します。

- ア 高層建築物（高さ31mを超えるもの）
- イ 消防法施行令別表第一(6)項口並びに(6)項口を含む(16)項イで地上3階以上、かつ、収容人員が10人以上
- ウ 消防法施行令別表第一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(9)項イ、(16)項イで地上3階以上、かつ、収容人員が30人以上
- エ 消防法施行令別表第一(16)項口で地上5階以上、かつ、収容人員が50人以上

(※注) 以下の内容については、必ず事業所で確認してから作成してください。

該当、非該当は□にチェックを入れてください。

※①：防火対象物、事業所全体の名称を記入します。

※②：一任を受ける管理権原者の役職名、氏名等を記入します。

※③：防火対象物点検報告が該当する場合に記述します。

防火対象物点検報告は、以下のものが該当します。

- ア 消防法施行令別表第一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イで収容人員が300人以上
- イ 特定一階段等防火対象物で収容人員が30人以上300人未満（消防法施行令別表第一(6)項口並びに(6)項口を含む(16)項イ及び(16)の2項にあつては10人以上300人未満）

※④：防災管理が該当する場合に記述します。

防災管理は、以下のものが該当します。

- ア 消防法施行令別表第一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項～(12)項、(13)項イ、(15)項、(17)項
 - (ア) 地上11階以上で、延べ面積10,000㎡以上
 - (イ) 地上5階以上10階以下で、延べ面積20,000㎡以上
 - (ウ) 地上4階以下で、延べ面積50,000㎡以上
- イ 消防法施行令別表第一(16)項（アの用途が存するもの）
 - (ア) アの用途の全部または一部が地上11階以上にあり、当該用途の面積の合計が10,000㎡以上
 - (イ) アの用途の全部が10階以下にあり、かつ、当該用途の全部または一部が5階以上10階以下の階にあつて、当該用途の面積の合計が20,000㎡以上
 - (ウ) アの用途の全部が4階以下で、当該用途の面積の合計が50,000㎡以上

※⑤：特定防火対象物は（1年）、非特定防火対象物は（3年）を選択します。

※⑥：近隣の指定避難場所を記入します。

※⑦：一時避難場所となる場所（例 店舗駐車場等）を記入します。

※⑧：防災教育、訓練（特定防火対象物は年2回以上）の実施（予定）月を記入します。

全体についての消防計画（例）

※① 全体についての消防計画書

防火対象物点検報告 【 該当 非該当 】

防災管理 【 該当 非該当 】

第1章 総則

（目的）

第1条 この全体についての防火・防災管理に係る消防計画（以下「全体の消防計画」という。）は、消防法令に基づき、※①（以下「この建物」という。）の全体についての防火・防災管理に必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（全体の消防計画の適用範囲）

第2条 この全体の消防計画は、この建物内に居住する人やテナントに勤める人（警備会社の派遣警備員も含む。）、出入り業者、お客様など建物に出入りする全ての人に適用する。

（管理権原者、防火・防災管理者及び管理権原の範囲）

第3条 管理権原者、防火・防災管理者及び管理権原の範囲については、「防火対象物の管理権原の範囲一覧表」（別表第1）のとおりとする。

↓ 協議会を設置する場合 該当なし

(1) 協議会の設置

この建物全体についての防火・防災管理に必要な業務を行うため、※①協議会を設置し、協議事項を定める。

協議会設置及び協議事項に関しては、「統括防火・防災管理に係る協議に関する事項」（別記1）のとおり。

（管理権原者の権限と業務）

第4条 各管理権原者は、次の業務を行うものとする。

(1) 統括防火・防災管理者の選任（解任）及び届出

↓ 各管理権原者が、その都度協議して、統括防火・防災管理者を選任し届出を行う場合 該当

ア 各管理権原者は、協議して、統括防火・防災管理者を選任（解任）した時は、柏市消防長に届け出る。

管理権原者に変更がある場合も、その都度協議して、統括防火・防災管理者を選任し柏市消防長に届け出る。

↓ 各管理権原者が、主要な者に一任して、統括防火・防災管理者を選任し届出を行う場合 該当

イ 各管理権原者は、統括防火・防災管理者の選任（解任）について、※②に一任する。

一任を受けた※②が統括防火・防災管理者を定め、柏市消防長に届け出る。

(2) 統括防火・防災管理者への権限付与

管理権原者は、この建物全体についての防火・防災管理に必要な業務（以下「全体についての防火・防災管理業務」という。）を適切に遂行するために、統括防火・防災管理者に次の権限を付与する。

- ア この建物における全体の消防計画の作成，見直し及び変更に関する権限
 - イ この建物全体についての消火，通報及び避難の訓練の実施に関する権限
 - ウ この建物の廊下，階段，避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
 - エ その他全体についての防火・防災管理業務を行うために必要な権限
- (3) 全体の消防計画の作成，変更時の内容確認
各管理権原者は，統括防火・防災管理者が作成（変更）する全体の消防計画の確認を行う。
- (4) 統括防火・防災管理者への指示
各管理権原者は，必要な指示を与え，統括防火・防災管理者に全体の防火・防災管理業務を適切に実施させる。
- (5) 防火・防災管理者の選任（解任）の報告
各管理権原者は，防火・防災管理者を選任（解任）した場合，柏市消防長に届け出るとともに，統括防火・防災管理者へ報告する。

(統括防火・防災管理者の権限と業務)

第5条 統括防火・防災管理者は，次に掲げる全体についての防火・防災管理業務を適切に実施する。なお，次の(2)，(3)の業務を行うときは，必要に応じて管理権原者の指示を求める。

- (1) 全体の消防計画の作成（変更）及び届出
統括防火・防災管理者は，全体の消防計画を作成し，各管理権原者の確認を受けて柏市消防長に届け出る。また，当該計画の内容に変更が生じた場合は，全体の消防計画を変更し，同様に各管理権原者の確認を受けて柏市消防長に届け出る。
- (2) 全体の消防計画に基づく消防訓練の実施
第26条に定めるとおりとする。
- (3) 共用部分等の管理
第8条に定めるとおりとする。
- (4) 各防火・防災管理者への指示
統括防火・防災管理者は，全体についての防火・防災管理業務を行う場合において必要があると認められるときは，各防火・防災管理者に当該業務の実施のために必要な措置を講ずるよう指示する。
- (5) 各管理権原者への報告及び提案
統括防火・防災管理者は，この建物全体の防火管理体制を向上させるため，各管理権原者に防火・防災管理上必要な報告及び提案を行う。
- (6) 消防署との連携
統括防火・防災管理者は，この建物全体の防火・防災管理体制を向上させるため，消防署との連携を密にし，必要に応じて，防災教育や消防訓練の指導を依頼する。
- (7) その他全体についての防火・防災管理業務

(防火・防災管理者の権限と業務)

第6条 各防火・防災管理者は，統括防火・防災管理者が行う全体についての防火・防災管理業務について協力するとともに，次の事項を行う。

- (1) 各テナントの消防計画の作成
各防火・防災管理者は，全体の消防計画に適合した各テナントの消防計画（以下「個別の消防計画」という。）を作成する。
- (2) 統括防火・防災管理者からの指示内容の遵守
各防火・防災管理者は，統括防火・防災管理者から全体についての防火管理業務を実施するために必要な措置を講ずるよう指示された場合は，速やかに指示内容を遵守するとともに，管理権原者にその指示内容を報告する。
- (3) 統括防火・防災管理者への報告
各防火・防災管理者は，次に掲げる行為を行う場合にあっては，統括防火・防災管理者に報告する。

- ア 防火・防災管理者を選任（解任）するとき
- イ 個別の消防計画を作成（変更）するとき
- ウ 用途（一時的を含む。）を変更するとき
- エ 内装変更又は改築等の工事を行おうとするとき
- オ 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物の貯蔵・取扱いを行おうとするとき
- カ 臨時に火気を使用しようとするとき
- キ 催物を開催しようとするとき
- ク 火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行おうとするとき
- ケ 個別の消防計画に基づく消防訓練を実施しようとするとき
- コ 統括防火・防災管理者から指示された事項を行ったとき
- サ 消防用設備等及び特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検を実施したとき
- シ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見し、又は改修するとき
- ス 客席又は避難通路の変更を行うとき
- セ 防火・防災管理業務の一部を委託するとき
- ↓ ※③ 防火対象物点検報告に該当する場合 □ 該当なし
- ソ 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物点検を実施したとき
- ↓ ※④ 防災管理に該当する場合 □ 該当なし
- タ 消防法第36条に基づく防災管理点検を実施したとき
- チ その他特異な事象

第2章 予防管理対策

（自主点検）

第7条 統括防火・防災管理者は、建築物、火気設備等及び消防用設備等の維持管理を図るため、別表第2の自主検査チェック表を別に作成し、その表に基づき、共用部について定期的に検査を実施し、その結果を記録、保存する。

（共用部分等の管理）

第8条 統括防火・防災管理者は、次により、廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設を適正に管理する。

（1）廊下、階段、避難口、通路等

- ア 避難の障害となる物品は置かない。
- イ 床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

（2）安全区画、防煙区画

- ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
- イ 閉鎖の障害となる物品を置かない。

（避難経路の案内）

第9条 統括防火・防災管理者は、避難の際の安全を確保するため、必要に応じて避難経路図を掲出する。

（工事中の防火管理）

第10条 統括防火・防災管理者は、次により、工事中の防火・防災管理を適正に行うこととする。

（1）共用部分の工事、複数のテナントにわたる工事

共用部分の工事や各テナントにわたる工事をするときには、統括防火・防災管理者は、工事前に施

工関係者及び関係する防火・防災管理者と打ち合わせて、火災予防に関して必要な事項を指示し、次の事項を施工関係者に守らせる。

ア 工事中の安全計画書を統括防火・防災管理者へ提出させる。

イ 工事中の施工責任者を選任させる。

ウ 危険物、高圧ガス、溶接機などの持込みや火を使用する作業については、その都度統括防火・防災管理者の承認を受けさせる。

(2) テナント内での単独工事

テナント内での単独工事のときは、防火・防災管理者が前項の指導を施工関係者に行い、統括防火・防災管理者に工事の期間と概要を報告する。

(3) 各防火・防災管理者への連絡

統括防火・防災管理者は、この建物内で行われる工事について、各防火・防災管理者に連絡する。

(4) 工事に伴う消防計画の変更

統括防火・防災管理者と防火・防災管理者は、必要に応じ、工事に伴い全体の消防計画及び各テナントの消防計画の変更の必要性を協議する。

(放火防止対策)

第11条 統括防火・防災管理者は、放火防止対策の推進のために、次の事項を推進する。

- (1) 建物内及び建物周囲にみだりに可燃物を置かない。
- (2) 物置、空室、ゴミ集積所など放火されやすい場所の施錠管理を徹底する。
- (3) 階段室、トイレなど死角となりやすい場所の監視に努める。
- (4) 挙動不審者の監視に努める。
- (5) 必要に応じ、常夜灯を設置するなど建物周囲の放火防止に努める。

(消防用設備等の点検)

第12条 各管理権原者は、消防用設備等の点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施出来るよう協力する。また、点検には、統括防火・防災管理者、防火・防災管理者又はこれらの代行者が立ち会う。

- (1) 統括防火・防災管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、法定点検を実施し、その結果を※⑤(1年・3年)に1回柏市消防長に報告する。なお、点検は毎年()月と()月に行う。

↓ ※③ 防火対象物点検報告に該当する場合 □ 該当なし

(防火対象物点検報告)

第13条 各管理権原者は、防火対象物点検資格者が行う点検に積極的に協力するとともに、防火対象物点検資格者から不備指摘等があれば即時改善する。

↓ ※④ 防災管理に該当する場合 □ 該当なし

(防災管理点検報告)

第14条 各管理権原者は、防災管理点検資格者が行う点検に積極的に協力するとともに、防災管理点検資格者から不備指摘等があれば即時改善する。

第3章 火災予防措置

(統括防火・防災管理者への連絡事項)

第15条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に統括防火・防災管理者に連絡し、防火・防災管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) 危険物等を使用するとき
- (5) その他防火・防災管理上必要な事項

(従業員の遵守事項)

第16条 ※① _____ に勤務する全ての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 物品、使い勝手等により防火区画を形成するシャッターの降下障害、防火戸の閉鎖障害等、その機能を阻害しないこと。
- (3) 消防用設備等の周辺には装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。
- (4) 火災を発見した場合は、消防機関（119番）に通報するとともに統括防火・防災管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動を取ること。

(火気使用時の遵守事項)

第17条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、指定された場所で使用すること。
- (2) 火気使用設備器具を使用する周囲は、常に整理整頓し、可燃物等に接近して使用しないこと。
- (3) 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検を行い安全を確認すること。
- (4) 喫煙は、指定場所で行い、終業時には吸殻等を指定場所へ集めること。
- (5) 工事を行う者は、火気管理について統括防火・防災管理者の指示を受けること。
- (6) その他防火管理上必要な事項

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第18条 火災などの災害が起きたときの被害を最小限にとどめるため、この建物に自衛消防の組織を設置し、統括防火・防災管理者を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表第3のとおり指定する。

係別	任務内容
隊長	○自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに、消防隊と密接な連携を図る。 ○避難状況の把握を行う。
指揮者	○隊長を補佐し指示、命令の伝達にあたる。
通報連絡係	○消防機関に対する通報及び確認を行う。 ○出火の報知及び消防隊への情報の提供にあたる。
消火係	○消火設備を用い消火作業にあたる。
避難誘導係	○非常口等を開放し避難誘導にあたる。 ○避難器具の設定、操作にあたる。
その他 必要な係	(例)：防護安全係、救護係、搬出係等

(公設消防隊に対する情報提供)

第19条 統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に公設消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を保管する。

- (1) 各テナントの緊急連絡先
- (2) この建物全体及び各階別の見取図
 - ア テナント、通路、階段の配置など避難経路図
 - イ 消防用設備等の配置図
 - ウ 変電室、危険物施設などの位置図

(公設消防隊の誘導)

第20条 火災、地震その他の災害等が発生した際は、この建物の正面玄関等の目につきやすい場所に公設消防隊を誘導するための係員を配置する。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第21条 統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、震災を予防するため、第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて次の事項を行うこと。

- (1) 建物又は建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件（家具、じゅう器等）の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全措置)

第22条 各防火・防災管理者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、統括防火・防災管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

(震災に備えての準備品)

第23条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

- (1) 飲料水・非常食（2～3日分）
- (2) 医療品
- (3) 懐中電灯
- (4) 携帯ラジオ
- (5) 拡声器
- (6) その他必要なもの

(地震時の活動)

第24条 地震時の活動は第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 通報連絡係は、建物等の状況についての情報及び、関係各機関（消防署、市役所等）からの情報を積極的に収集すること。
- (2) 統括防火・防災管理者（自衛消防隊長）は、被害状況を店内放送等により全従業員に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。
- (3) 火災が発生した場合は、全力を上げて消火にあたる。
- (4) 救出、救護や応急手当を要する場合は、その活動を行い、状況により救護所、医療機関に搬送する。
- (5) 避難場所は「※⑥ _____」、集結場所は「※⑦ _____」とする。
- (6) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第6章 防火・防災教育及び消防訓練

(防火・防災教育)

第25条 統括防火・防災管理者は各防火・防災管理者と協力し、従業員等の防火・防災管理業務に従事する者に対して、消防計画の内容を周知するなど防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

(訓練の実施時期)

第26条 統括防火・防災管理者は、この建物全体についての消火、通報及び避難の訓練（以下「全体の訓練」という。）を※⑧毎年（ ）月と（ ）月に実施する。

(訓練の事前連絡)

第27条 統括防火・防災管理者は、全体の訓練の実施について、事前に各防火・防災管理者に連絡する。

(訓練への参加)

第28条 各防火・防災管理者は、従業員等に対し、全体の訓練への参加を促すとともに、自らも訓練に参加する。

(訓練記録の保管)

第29条 統括防火・防災管理者は、全体の訓練を実施した場合には、その結果を記録し保管する。

(訓練の事前・実施報告)

第30条 特定防火対象物の統括防火・防災管理者は、全体の訓練を実施する前に消防訓練通報書（第1号様式）を、柏市消防長に提出するものとする。

第7章 防火・防災管理業務の委託

【防火・防災管理業務の一部委託 該当 非該当】

(防火・防災管理業務の一部委託)

第31条 建物全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部を委託している事項は次のとおりであり、委託状況は別表第4のとおりである。

- (1) 管理権原者、統括防火・防災管理者及び自衛消防隊長等の指示、指揮命令による防火・防災管理業務
- (2) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (3) 避難上又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (4) 火災等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導等
- (5) 火災等の異常の監視業務
- (6) 防火対象物周囲の可燃物の管理
- (7) 防火・防災管理業務の定期的な報告
- (8) その他

第8章 その他の災害対策

↓ ※④ 防災管理に該当する場合 該当なし

(大規模テロ等の自衛消防対策)

第32条 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策は次のとおりである。

(1) 事前の備え

自衛消防隊長は、自衛消防隊の装備としてマスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合は、定期的に点検を行う。

(2) 武力攻撃等に伴う災害発生時の活動計画

ア 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置とする。

イ 大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難な場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。この場合、自衛消防隊員は自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

(3) 行政機関からの指示

大規模テロ等に伴う災害においては、指示等があった場合、自衛消防隊長は、速やかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

(付則)

この全体の消防計画は、 年 月 日から実施する。

別表第1（第3条）

防火対象物の管理権原の範囲一覧表

所有者（法人の場合は名称及び代表者氏名）	所有部分	管理権原の範囲
事業所（テナント）名称	管理権原者（役職・氏名）	管理権原の範囲
	防火・防災管理者（役職・氏名）	

別表第2（第7条）

自主検査チェック表（定期）

区分	検査項目	結果
建築物及び工作物	1 防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は完全か。	
	2 防火戸，防火シャッター及び閉鎖装置は，破損，さびつき等がなく，確実に作動するか。	
	3 防火戸，防火シャッターの作動ライン内に物品を置いていないか。	
	4 防火戸，防火シャッターの直近に可燃物が置かれ，延焼の媒体となるおそれがないか。	
	5 常時閉鎖式防火戸は，開放状態のまま放置されていないか。	
	6 避難口扉の開放方向は，外開きとなる等，避難上適正か。	
	7 階段，通路等の避難施設の床面は，避難に際しつまずき又はすべるおそれがないか。	
防火管理	8 収容人員の定員管理は適切か。	
	9 消防計画は，実態に即した内容とし，従業員に防火上必要な教育，訓練を実施しているか。	
	10 増改築，模様替え等の工事を行う場合は，適切に防災計画を樹立し，万全を期しているか。	
	11 非常用進入口に通じる通路は，有効に確保しているか。	
	12 建築物内外は，常に整理整頓し，可燃物を放置していないか。	
	13 終業後の防火点検は，確実に実施しているか。	
避難管理	14 避難口扉は，開放したとき，開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	15 避難口扉は，避難に際して鍵を用いることなく，屋内から解錠することができるか。また，解錠方法の表示があるか。	
	16 避難口扉は，カーテン等で隠ぺいしたり，鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	17 避難口付近に物品等が置かれ，避難上支障となっていないか。	
	18 防火戸，防火シャッター等のそで扉又はくぐり戸は，避難に際して直ちに開くことができるか。	
	19 避難通路は，避難を容易に行うことができるように，すべての避難口に直通しているか。	
	20 避難通路は，避難上有効な幅員となっているか。	
	21 避難通路，避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。	
	22 階段を一部区画し，避難の障害となっていないか。	
	23 客室内に避難施設等を図示した避難経路図を掲出しているか。	

区分		検査項目	結果
防災規制	24	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	
	25	防災対象物品に防災ラベルを貼付しているか。	
火気使用設備・器具等	26	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	27	火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	28	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	
	29	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	30	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視及び使用後の点検が行われているか。	
電気設備・器具等	31	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	32	電線、コード、器具等は、使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	33	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
火の使用制限	34	裸火の使用、危険物品の持込みは、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	35	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	36	喫煙所や禁煙場所を示す標識は、適切に掲出されているか。	
危険物等	37	消防法又は柏市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物及び劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵し、又は取り扱っていないか。	
検査実施日	年 月 日	検査実施者	

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告してください。】

凡例【○－良，×－不良，◎－即時改修，□－該当なし】

別表第2（第7条）

消防用設備等自主点検チェック表

区分	検査項目	結果
消火器具	1 所定の場所に置いてあるか。標識に汚れ、破損がないか。 2 安全栓（黄色い栓）が抜けてないか。 3 圧力ゲージの針は、緑色の範囲内を指しているか（圧力ゲージのあるものに限る） 4 製造年から10年以上経過しているものはないか	
屋内消火栓設備	1 消火栓扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルが接続され、変形、損傷等がないか。	
スプリンクラー設備	1 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 2 スプリンクラーヘッドの下部45cm、周囲30cm以内に散水障害となる棚や物品はないか	
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
泡消火設備	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」、 「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 2 貯蔵容器の設置場所に標識があるか。	
粉末消火設備 （移動式）	1 扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
屋外消火栓設備	1 消火栓扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。	
自動火災報知設備	1 受信機の近くに警戒区域一覧図があるか 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 間仕切り変更による感知器の未警戒部分がないか。	
ガス漏れ火災 警報設備	1 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 2 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
漏電火災警報器	1 電源表示灯は、点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がないか。	
非常警報設備	1 操作上障害となる物品がないか。 2 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
非常放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は、適正か。また、電源監視用の表示灯は、正常に点灯しているか。 2 試験的に、正常に放送ができるかどうかを確認する。	

区分	検査項目	結果
避難器具	1 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 2 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 3 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
誘導灯	1 誘導灯が、間仕切り、ついで、ロッカー等の障害物により見えにくくなっているか。 2 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 3 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 道路から吸管投入口又は採水口までに、消防自動車の進入路が確保されているか。 2 防火水槽等は、有効水量が確保されているか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲に消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	1 送水口の周囲に、消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 放水口の周囲に、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は、変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	
検査実施日	年 月 日	検査実施者

別表第3（第15条）

※① _____ 自衛消防の組織

その1 中規模な防火対象物（おおむね延べ面積3,000㎡未満）

隊長	係別	隊員（役職名又は氏名）
	指揮係	
	通報連絡係	
	消火係	
	避難誘導係	

【別表第4の記入の仕方】

1 方式

委託の方式に応じ、以下の3区分で該当する方式をチェックすること。

なお、防火対象物の区域、時間帯などの区分によって複数の方式で委託している場合は、方式ごとに別葉にして記載すること。

(1) 常駐方式

契約物件に、1名以上常駐して行う方式である。

(2) 巡回方式

1日のうちに数回巡回して行う方式である。

(3) 遠隔移報方式

自動火災報知設備と通信回線による移報システムと組合せにより、火災異常の有無を遠隔より監視して行う方式である。

2 担当事務所

法人等で当該防火対象物を担当している事業所がある場合は、その事業所の名称、所在地を記載すること。

3 受託者の行う防火管理業務の範囲

委託している業務をチェックすること。

4 受託者の行う防火管理業務の方法

方式に応じ、以下の事項につき記載すること。

(1) 「委託する防火対象物の区域」

防火対象物の全域について委託している場合は「全域」にチェックし、特定の区域に限って委託している場合は、できるだけ具体的に記載すること。

(2) 「委託する時間帯」

時間帯を限って委託している場合は、所用の区分を行った上で、具体的な時間を記載すること。

(3) 「到着所要時間」

自動火災報知設備が火災信号を受信してから、現場確認要員が当該防火対象物に到着するまでに要する時間を記載すること。

別記1

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第8条の2第1項及び消防法第36条で準用する規定に基づき、防火対象物の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 協議会組織

防火対象物	名称			
	所在			
役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等
会長（代表者）				
統括防火・防災管理者				
事務局				
管理権原者等 (組織の構成員)	別表「構成員一覧表」のとおり			

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には、管理権原者の中から会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(2) 統括防火・防災管理者等の選任及び届出

- ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名又は管理権原者の連名をもって消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

- ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
- イ 全体についての消防計画に関すること。
- ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
- エ 避難上必要な施設の管理に関すること。
- オ その他防火対象物等の全体についての防火管理上必要なこと。

(4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

